

令和4年7月11日

保護者様

袋井市立浅羽中学校長 大石正佳

夏季休業中の過ごし方について

盛夏の候、保護者の皆様には益々御健勝のことと存じます。日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。今後も更なる御支援をいただければ幸いに存じます。

さて、本年度は7月23日から8月25日までが夏季休業期間となっております。このことにつきまして、本内容と別紙の生徒指導資料を熟読の上、御家庭で休業中の過ごし方についてよく話し合い、適切な御指導のもと、事故や非行のない有意義な夏季休業になりますよう御配慮をお願いいたします。

なお、休業中に御心配な点がありましたら遠慮なく担任、もしくは学校へ御連絡ください。(ただし、土曜・日曜・祝日と8/12、15、16、17、18は閉庁日になります。)

記

1 夏季休業期間 7月23日(土)から8月25日(木)まで

2 重点指導項目

(1)生活

- ・「生命の大切さ」を最優先にした生活をする。
- ・規則正しい生活(起床・就寝、食事、学習、帰宅時間等)に心掛ける。
- ・社会の常識やルール、マナーやモラルに沿った行動をする。
- ・法に触れる行為(万引き・飲酒・喫煙等)は、絶対にしない。
- ・友人宅への外泊はしない。

(2)学習

- ・計画的な学習を心掛け、夏休みの課題を確実に提出できるようにする。
- ・1、2年生は1学期の復習を、3年生は受検を念頭に置き、毎日の学習のリズムを崩さないようにする。

(3)健康安全

- ・運動、食事、休養を十分にとり、健康の保持・増進に心掛ける。
- ・新しい生活様式を意識し、新型コロナウイルス感染症等の感染予防に努める。
- ・自分の命を守り、交通ルールやマナーを遵守して、他人に迷惑をかけない。
- ・自転車の整備、安全点検を確実に行う。

(4)防犯

- ・夜間の一人歩きや深夜徘徊をしない。トラブルの原因になりやすいため、夜間の外出や友人宅への外泊は禁止とする。
- ・「暴力行為」「不審者」等、自らが巻き込まれたり、見たり聞いたりしたときはすぐに助けを求めるとともに、110番通報をする。
- ・携帯電話やスマホ、PC等は親子でルールを話し合って使用する。保護者に履歴を見せるなど、犯罪被害者または加害者になってしまわないように努める。

【留守番電話となる時間帯】

- 土曜・日曜・祝日 終日
 - 学校閉庁日（8/12、15、16、17、18） 終日
 - 平日 午後4時45分～翌日8時15分まで
- ※ 事件、事故、新型コロナウイルス感染等に関わる相談は、袋井市役所（電話 43-2111）や袋井警察署（電話 41-0110）へ御連絡ください。

【参考資料】

1 磐周地区校外生活指導の基準（申し合わせ）

（令和3年6月現在）

	項目	中学校	高等学校
1	ゲームセンター (ゲームを主たる目的とした場所)	禁止	
2	カラオケボックス ネットカフェ	保護者同伴であること	健全な場所を選び、高校生らしい服装で、高校生としての節度を持ち、帰宅時間を守ること
3	ボーリング場 バッティングセンター 総合娯楽施設 映画劇場・飲食店	保護者の許可を得ること	
	旅行・キャンプ	保護者の許可を得ること 短期・長期に限らず申し出ること	届け出により可

2 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例

第16条（深夜外出の制限等）

保護者は、その監護する青少年を深夜（午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。）に外出させないように努めなければならない。

3 「携帯電話やスマートフォンなどを使わない時間帯を設定する運動」への協力について
（平成27年12月15日）

<袋井市内全小中学校>

- 1 親子で使用に関する約束事を決める
 - 2 有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する
 - 3 家族のいる場所で使う
 - 4 食事の時は使わない
 - 5 小学生は21:00～6:00、中学生は22:00～6:00の時間帯は使わない
(塾通いをはじめ防犯対策等、使用する必要がある場合はこの限りではありません)
- ◎ もちろん、携帯電話やスマートフォン等を学校へ持っていかない

担 当：平野晃一（生徒指導主事）
連絡先：23-3149（浅羽中）